

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件審査請求の対象となった公文書について、別紙3に掲げる部分については公開すべきであるが、その他を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成13年10月1日本件審査請求人より次のとおり公開請求があった。

「職員の非違行為発生から懲戒処分等（訓戒、注意、諭旨免職を含む）が終了するまでに作成・取得した文書の一切（H13年10月1日まで島根県警所管分）」

実施機関は同年11月14日付けで次のような決定を行った。

(1) 対象公文書

「①処分者カード ②平成13年4月1日以降作成、取得した文書（83件）」

内訳別紙1のとおり

(2) 決定内容

部分公開

(3) 公開しない部分及び公開しない理由

別紙2のとおり、実施機関は島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）、第5号（審議、検討又は協議等に関する情報）及び第6号（事務、事業に関する情報）に該当するとして非公開とした。

なお、本件審査請求の対象となっていない公開しない部分及びその公開しない理由は、記載を省略するものとする。

審査請求人は、この部分公開決定を不服として、平成13年12月28日に審査請求を行い、島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い平成14年1月25日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

別紙 2 に記載した非公開部分の非公開決定処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 被処分者の所属及び所属が判明する部分が公開され、所属が特定されても個人が識別されることはなく、また、処分原因の具体的内容・関連する言動等及び措置その他の行政・司法処分を公開しても、個人は特定されず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。したがって、条例第 7 条第 2 号本文に該当しない。

また、仮に同号本文に該当するとしても、誓約書や始末書、被処分者の具体的言動は、被処分者の反省と再発性について県民が判断する必要性と、特別の権力を持つ公務員の非違行為から県民の健康・生活又は財産を保護するため、同号ただし書口により公開すべきである。

その他の被処分者の情報を含めたものは、同じく仮に本文に該当するとしても、職務の遂行に係る情報であり、島根県情報公開条例施行規則（平成 13 年島根県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 3 条で定める職員の氏名に係る部分を除く情報は、同号ただし書八により公開すべきである。

イ 関係者（被処分者を除く。以下同じ。）の性別、苦情内容及び事情聴取の内容等を公開しても、個人は特定されず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえない。したがって、条例第 7 条第 2 号本文に該当しない。また、仮に本文に該当するとしても、同号ただし書口に該当する。

ウ 事件捜査に関する検察庁との協議内容及び処分に至る審議内容を公開しても、将来予定される同種協議・審議の率直な意見交換・意思決定に不当な影響を及ぼすおそれがあると具体的な立証がなされていないので、認められない。したがって、条例第 7 条第 5 号には該当しない。

特に、懲戒審査委員会の審議内容を非公開とすれば公正な審査が行われているか保証されず、公開方法に問題があるのではないかと。

エ 被処分者及び関係者の言動、関係者の性別を公開すると、将来の同種調査において、被処分者が詳細な供述を行わなくなる、また、関係者が申し出を躊躇したり真実を供述しなくなるというのは単なる憶測に過ぎず、正確かつ詳細な事実の把握が

著しく困難になるという具体的な立証がなく、条例の拡大解釈であり、条例第7条第6号で規定する支障は認められない。

オ 非違行為に関する言動を除いた処分原因の具体的内容、処分の量定に関する判断要因、処分の理由が公開され、懲戒処分を決定する際の着眼点が判明したからといって、今後の正確な事実関係の把握が著しく困難になるという具体的かつ客観的立証はなく、条例の拡大解釈である。また、処分の量定の判断基準は、警察庁から「懲戒処分の指針」として公表されており、「警察刷新に関する緊急提言」の趣旨からも公開されるべきであり、条例第7条第6号で規定する支障は認められない。

カ 処分に至る審議内容、事件捜査に関する検察庁との協議内容を公開しても、当該及び将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるとまでは認められない。したがって、条例第7条第6号には該当しない。

キ 人事管理における具体的判断材料を公開しても、当該及び将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるとは認められず、また、その判断は客観的かつ的確に行うため、主観を排除し適正な人事管理を行うためにも公開すべきであり、条例第7条第6号に該当しない。

ク 処分者カードの部分公開方法では、内容が全く理解できないので、その経緯を県民に明らかにする形式で公開すべきである。

ケ 本件非公開とされた情報は、県民の身体、生命等の安全を守るために、条例第9条で定める公益上の理由による裁量的公開が行われる部分があるのではないかと。

また、監督責任により、警視等の名前は明らかにされるべきである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭による実施機関の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 被処分者の氏名及び所属名は、本号本文でいう「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、所属長名等についても、所属長の所属及び氏名が慣行として公にされていることなどから、これらの情報と組み合わせることにより被処分者を識別し得る情報である。

また、本号ただし書八により、個人識別情報であっても、公務員の職務の遂行に係る情報であるときには、当該情報のうち、当該公務員の職、規則で定める職員を

除いた職員の氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は公開とされている。

しかし、公務員の懲戒処分等身分取扱上の処遇に関する情報は、個人の資質、名誉に関する当該公務員個人固有の情報であり、職務の遂行に係る情報には該当しない。

イ 処分原因の具体的な内容、誓約書、始末書、被処分者の言動は、当該個人の人格や私生活に密接に関連するものであり、特定の個人を識別する部分を除いたとしても、公開することにより、なお被処分者等の権利利益を害するおそれがある。

ウ 措置、その他の行政処分及び司法処分は、懲戒処分内容が公開されている状況で、さらに、これらを公開することにより、被処分者の人格権、財産権に係る権利利益を害するおそれがあり、特定の個人を識別する部分を除いたとしても、公開することによりなお被処分者等の権利利益を害するおそれがある。

エ 関係者の性別は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る。

オ 関係者の苦情内容、関係者からの事情聴取内容等は、当該関係者個人の人格や私生活に密接に関連するものであり、特定の個人を識別する部分を除いたとしても、関係者等の権利利益を害するおそれがある。

カ 以上の非公開とした情報については、当該情報の公開と人の生命、健康等の保護の必要性との関連は認められないため、これを公開する必要性も正当性もなく、本号ただし書口には該当しない。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 警察庁との協議・検討内容については、公にされることにより混乱等を生ずるおそれがあり、将来予定される同種の協議等において、その影響を考慮し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として、警察の治安責任を果たすことができなくなるおそれがある。

イ 懲戒審査委員会における審議内容については、これを公にすることにより、発言者に対する影響も予想され、今後行われる同種の審議検討における率直な意見交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 被処分者の言動や関係者の苦情内容・事情聴取内容等は、公開を前提とせず任意に提供された情報であり、これらの情報が公にされると、将来の同種調査において、被処分者が公にされることを憂慮し詳細な供述を行わなくなる、または、関係者が苦情の申出や事情聴取に際し、関係者自身や被処分者の不利益等を懸念して申出を

躊躇したり、真実を供述しなくなるなど、正確かつ詳細な事実の把握が著しく困難となり、監察の事務に支障を及ぼすおそれが著しい。

イ 被処分者の処分原因の具体的内容、処分の量定に関する判断要因及び処分の理由が公開されると、処分の量定を決定する際の着眼点等が判明し、今後の懲戒処分等における事情聴取において、正確な事実関係の把握が著しく困難になるおそれが生じ、監察の事務に支障を及ぼすおそれが著しい。

また、懲戒処分の基準は公表されているが、これは大きな枠組みとして捉え、詳細な判断は個別具体的に行っているもので、一律に判断しているものではない。

ウ 懲戒審査委員会の審議内容については、審議の内容が公になれば、発言の影響等を考慮する余地自由な意見の交換を行わなくなるなど、今後、委員会設置の目的である公正かつ円滑な人事の確保事務に著しい支障が生じるおそれがある。

エ 検察庁との犯罪捜査に関する協議は、公にされれば、適正な犯罪捜査目的が損なわれ、また、将来の捜査における検察庁との協議に著しい支障を及ぼすおそれがある。

オ 人事管理における具体的判断材料は、青年警察職員一般に対する身上指導に関する所属長の主観的な着眼点であり、公にされた場合には、青年警察職員と上司との信頼関係に影響を与え、今後の人事管理に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(4) その他

本件非公開とした情報については、条例第9条により、公益上特に必要があると認められ、公開すべきと判断するものはない。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が管理するもので、懲戒処分を受けた職員ごとに作成された、昭和42年9月18日付け処分に係る事案から平成13年8月29日付け処分に至る処分者カード43件と、平成13年4月1日から同年10月1日までの間に作成、取得された、12件の規律違反事案に関する発生から処分に至る過程の文書83件である。

処分者カードは、事案態様、処分年月日、処分種別、被処分者の所属・階級・氏名・生年月日・採用年月日、当該事案に係る懲戒処分以外の措置・その他行政処分・司法処分、事案の概要について記載され、処分年別・階級別・氏名・事案態様別・所属

別・勤務年数別・年令別・処分別のパンチがなされている。

実施機関は、当該カードの保存年限を永年と定めているところから、条例附則第6項第3号により、平成13年10月1日までに作成したすべての文書が対象公文書であると特定したものである。

また、平成13年4月1日から同年10月1日までの間に作成、取得された文書は、被処分者の所属からの事案発生報告や苦情の受理などの懲戒処分に係る事案の端緒となる文書、事案の調査に関する文書、懲戒審査委員会に関する文書、懲戒処分の決定に関する文書、懲戒処分の実施に関する文書等である。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）本文該当性について

ア 被処分者の所属名及び被処分者の所属名が特定される情報

本件情報は、被処分者の非違行為発生時及び懲戒処分時の所属名と、直接所属名ではないが公開することでその所属を特定することができるものである。

所属名で、特定の警察職員を識別することはできないが、本件公文書に記載されている事案の概要により、所属内のどのような部門を担当する職員であるか、また、その勤務形態を推測することが可能となり、既に公開されている職員の階級、発生日年月日などの情報を組み合わせることにより、被処分者個人が識別され得ると認められるので、所属名及び被処分者の所属名が特定される情報については本号本文に該当する。

なお、規則第3条で定める職にある警察職員以外の職員については、本号ただし書八により、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、本号本文に該当しないこととされている。

職員の懲戒処分を行うことは、処分に係る事務を行う職員の職務である。しかし、懲戒処分を受けた職員にとっては、懲戒処分歴は公務員ではあっても個人の私的な情報である。

実施機関は、本件公文書の公開に当たって、公私に関わらず、懲戒処分を行うことは職務遂行情報として、懲戒処分の原因となった事実と懲戒処分内容を公開している。

ここで規則で定める職以外の職員が特定される本件情報を公開すれば、その職員個人の私的な情報である懲戒処分歴が明らかになることになり、それらは本号ただ

し書八に該当せず、本号本文に該当すると認められる。

イ 関係者の性別

本件情報は、懲戒処分の原因となった事案に係る、職員以外の関係者の性別である。

上記のように、被処分者が識別できない状況で性別が明らかになっても、その関係者個人を識別し得るのは、その時点で事案が特定できる当事者及び同じくその他の関係者に限られ、それらの関係者に識別されることで、本号本文でいうところの、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められない。

また、本件情報について、実施機関は条例第7条第6号にも該当するとしているので、改めて同号で検討するものとする。

ウ 処分者カードの措置欄、その他行政処分欄及び司法処分欄

処分者カードは、被処分者ごとに作成された懲戒処分内容を記載したものであり、事案概要、処分年月日、発生日年月日、処分種別及び被処分者の階級が公開されている。

本件情報は、懲戒処分の原因となった事案に係る、被処分者が受けた措置、行政処分及び司法処分が記載されたものである。

本件では、被処分者の氏名、生年月日等の直接個人を識別することができる情報や、所属名などの、他の情報と組み合わせることにより個人が識別され、若しくは識別され得る可能性がある情報は既に非公開となっており、これら措置その他の処分を公開しても個人識別性がないことは明らかである。

そこで、条例第8条第2項でいう、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に該当するか否かを判断することになる。

この場合、「権利利益を害する」ものとは、個人の人格と密接に関連するようなもので、公開された場合に、被処分者の心情にどのような影響を与え、その影響がその者の権利利益を害するおそれがあるものとして客観的に認められるものであるかということで判断することになる。

まず、措置欄については給与上の措置であり、被処分者が識別されない状態でそれが公開されても、特定の個人の収入状況が明らかになるものでもなく、また、懲

戒処分種別が明らかになっている状況からして、措置の有無や内容も自ずと推測が可能であり、被処分者の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

また、行政処分及び司法処分についても、同様に被処分者が識別されない状態で公開されても、その有無や内容は個人の人格と密接に関連したものとは認められず、それらが公開された場合の被処分者本人の心情的な影響も、個人の権利利益を害するおそれがあるというまでのものではなく、これらはいずれも条例第8条第2項により、個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないものと認められ、条例第7条第2号本文には該当しないと判断する。

なお、規律違反処分通知書及び懲戒処分書の措置に関する記述についても、上記措置欄の記述内容と同じものであるので、同様の判断とする。

エ 被処分者の始末書及び誓約書

これらは、懲戒処分を受けた職員が所属長に提出したものの写しで、各所属長から島根県警察本部長に対して提出された懲戒処分の実施報告書に添付されたものであり、被処分者の所属名や職・氏名、事案の概要、非違行為の原因、反省の言動などが記載されているもので、それらを一体の情報として実施機関が非公開としたものである。

そのような情報を、所属名や氏名などの個人識別性のある部分を除いて公開しても、そこに記載された内容は、懲戒処分の原因となった事案に対しての被処分者の反省など、その心情を自ら記載したものであり、個人の人格と密接に関連した情報である。

それを公開することは、被処分者にとっては、公開されることで自己の心情を公にされることになり、特定の個人を識別することはできないが、なお特定の個人の権利を害するおそれがあるので、本号本文に該当すると判断する。

オ 報告書等に記載された、被処分者及び関係者の言動など

本件情報は、被処分者の所属担当者又は懲戒処分事務担当者が記載した報告書等に記載されたもので、被処分者及び関係者からの事情聴取内容、被処分者の反省や弁明に関する言動、関係者からの苦情内容、その他被処分者及び関係者の言動、また、懲戒審査委員会の審議内容についての記述である。

これらについても同様に、被処分者及びその他の関係者が識別されない状態で非公開となっている。

まず、報告書中に記載された反省内容に関する言動であるが、始末書及び誓約書の本文を部分的に忠実に引用したものと認められるものは本文と同様の判断とすべきであるが、内容を要約したもの及び趣旨をまとめたものについては、個人の人格と密接に関連するものとは認められず、被処分者が識別されない状態であれば、公開されても被処分者の権利利益を害するおそれがあるとは認められないので、本号本文には該当しない。また、懲戒審査委員会における口頭調査要否等の回答書の被処分者が記載した回答内容についても、その内容が個別具体的な理由に及ぶものでないことから同様に本号本文に該当しない。

関係者が警察に申し出た被処分者に対する苦情の記録で、その言動を忠実に記載したものについては、その内容は、被処分者等に対する個人の感情を表現したものであり、申出者個人の人格と密接に関連したものと考えられ、それらが公開された場合には、特定の個人を識別できないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、本号本文に該当する。

次に、特定の個人に対する評価に係る言動については、双方の人格と密接に関連したものであり、発言者の心情を表現した部分も見受けられ、特定の個人を識別することはできないが、公開することで発言者又は評価対象者の権利を害するおそれがあると認められ、同様に本号本文に該当すると判断する。

上記以外のもので、個人識別性のあるものを除いたものについては、状況の列挙に過ぎず、本号の支障は認められない。

以上本号に該当しないと判断したもの及び懲戒審査委員会の審議内容については、実施機関が本条第5号及び第6号にも該当するとしているので、それぞれ改めて各号で検討する。

(3) 条例第7条第2号ただし書口該当性について

審査請求人は、上記のうち、始末書、誓約書、被処分者の具体的言動について、被処分者の反省と再発性の有無を県民が判断するために知る必要があり、警察という特別の権力を持つ公務員の非違行為から県民の健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要であると認められると主張する。

しかし、本件が公開されなければ被処分者が今後同様の事案を起こすという、具体

的な蓋然性があるとまではいえないことから、条例第7条第2号ただし書口に該当すると判断するに足る相当な理由はない。

(4) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議等に関する情報）該当性について

ア 事件捜査に関する検察庁との協議内容

本件情報は、事件記録の処理方針について検察庁と協議した結果の概要を報告書に記載したものである。事案が発生した所属や関係者が識別できない状況で本件情報が公開されたとしても、一般的にその事件を特定することは不可能であり、本号で規定する支障が発生する可能性は認め難い。

ただし、非公開とした部分のうち、現に処理中のもので当事者に公開すれば事件が特定されるものについては、当事者本人への影響があることは明かであり、それにより特定のものに不当に利益を与えるおそれがあると認められる。

なお、実施機関は本件について条例第7条第6号にも該当するとしているので、改めて同号でも検討することとする。

イ 懲戒審査委員会会議録の審議内容

本件については、実施機関は本条第6号にも該当するとしており、併せて同号で検討することとする。

(5) 条例第7条第6号（事務、事業に関する情報）該当性について

ア 報告書に記載された、被処分者及び関係者の言動

本件情報は、被処分者及び関係者からの事情聴取内容、被処分者の弁明や反省、関係者からの苦情内容などの言動である。

条例第7条第2号本文に該当すると判断したもの以外のもので、被処分者及び関係者からの事情聴取内容については、事実を的確に調査し適正な懲戒処分を行うという事務の目的からして、事情聴取の発言内容が公開されることで公になれば、相手方の心情を気にする余り発言を控えたり、事実の把握が困難になるおそれがあるなどの支障が認められるが、その要旨をまとめたもののような単に状況の列挙であれば、概要は既に公開されており、本号に該当する理由は認められない。

その他について、条例第7条第2号本文に該当しないとしたものは、同様に状況の列挙であり、本号には該当しない。

イ 処分量定を決定する際の理由

本件情報は、報告書に記載された、処分の量定に関する判断要因及び処分の理由であり、懲戒処分に係る事案の状況及び処分決定についての理由を簡潔にまとめたものである。

内容は状況説明的なもので、処分量定に関する記述についても、高度な裁量的判断に関するようなものではなく、一般に推測できる範囲のものであり、今後の人事管理事務に著しい支障が生ずるおそれは認められない。

ただし、個人を識別できるもの及び被処分者に対する評価に関する記述が含まれるものについては、条例第7条第2号に該当する。

ウ 懲戒審査委員会会議録の審議内容

本件情報は、懲戒審査委員会で審議された内容を記録したもので、各委員の発言内容とその発言者名が記載されており、実施機関は本号及び条例第7条第5号に該当するとしている。

懲戒審査委員会により決定した処分は、直ちに勧告され懲戒処分が決定している状況から、意思決定が完了した段階でその検討状況が公開されても条例第7条第5号で規定する支障が発生する可能性は認め難い。

しかし、職員の懲戒処分について審議するという本件審査委員会の目的からして、個々の委員の発言内容が明らかになれば、自己の発言の影響を考慮し自由な発言が行われなくなるおそれがあり、本号でいうところの、公開することにより当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

ただし、定型的な議事進行に係る部分の委員名とその発言内容及び既に公開されている結論については本号には該当しない。

エ 事件捜査に関する検察庁との協議内容

本件情報については、条例第7条第5号についても検討したものである。

そこで該当しないとしたものについては、今後同様の事案が発生した場合であっても、当事者が自己の関係する事件であることを特定できない状況であり、また、ここで協議・検討されていることは、特殊かつ専門的な捜査手法に及ぶものではなく、それを公開することによって、本号でいう支障が生ずるものとは認められない。

オ 関係者の性別

本件情報については、条例第7条第2号該当性について検討し該当しないとしたものであるが、一部実施機関が本号に該当するとしているものについて、改めて検討する。

実施機関は、本件情報のうち、関係者が匿名を求めている事案について、その関係者が性別によって識別されることによって本号の支障が生ずると主張する。

しかし、条例第7条第2号該当性について検討したように、その性別が公開されることにより限られた範囲の関係者によって識別されることをもって、特定の個人が識別される情報とは認められず、当該関係者が特に非公開を求めているものでなければ、性別が公開されてもその関係者が求める匿名性は確保されていると考えられるので、本号には該当しないと判断する。

カ 被処分者に対する苦情内容

条例第7条第2号該当性について検討したとおりとする。

(6) その他

審査請求人は、条例第9条で定める公開を主張しているが、同条に基づく裁量的公開については、実施機関の判断に委ねられるものである。

(7) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

別紙 1

対象公文書一覧

- 1 処分者カード 43件

- 2 平成13年4月1日以降作成、取得した文書 12事案 83件
 - (1) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年4月2日)
 - ア 平成13年4月2日付け起案文書
 - イ 平成13年4月4日付け報告文書
 - (2) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年4月19日)
 - ア 平成13年4月13日付け報告文書(電話受理)
 - イ 平成13年4月13日付け報告文書
 - ウ 平成13年4月18日付け報告文書
 - エ 平成13年4月18日付け起案文書
 - オ 平成13年4月23日付け復命文書
 - (3) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年5月9日)
 - ア 平成13年4月6日付け報告文書
 - イ 平成13年5月7日付け報告文書
 - ウ 平成13年5月7日付け起案文書
 - エ 平成13年5月10日付け報告文書
 - (4) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年5月9日)
 - ア 平成13年4月19日付け電話受理文書
 - イ 平成13年4月20日付け報告文書
 - ウ 平成13年4月26日付け報告文書
 - エ 平成13年5月8日付け起案文書
 - オ 平成13年5月14日付け報告文書
 - (5) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年5月22日)
 - ア 平成13年5月17日付け伺い文書
 - イ 平成13年5月18日付け起案文書
 - ウ 平成13年5月24日付け報告文書

- エ 平成13年5月28日付け報告文書(巡査部長1名に関するもの)
- オ 平成13年5月28日付け報告文書(巡査部長2名及び警部補1名に関するもの)
- カ 平成13年5月28日付け報告文書(警部補1名に関するもの)
- (6) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年5月22日)
 - ア 平成13年4月18日付け報告文書
 - イ 平成13年5月17日付け伺い文書
 - ウ 平成13年5月18日付け起案文書
 - エ 平成13年5月24日付け報告文書
- (7) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年5月22日)
 - ア 平成13年5月1日付け苦情処理票
 - イ 平成13年5月17日付け報告文書
 - ウ 平成13年5月17日付け伺い文書
 - エ 平成13年5月18日付け起案文書
 - オ 平成13年5月24日付け報告文書
- (8) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年7月26日)
 - ア 平成13年4月5日付け電話受理文書
 - イ 平成13年4月6日付け報告文書
 - ウ 平成13年5月23日付け報告文書
 - エ 平成13年6月27日付け報告文書
 - オ 平成13年6月29日付け報告文書
 - カ 平成13年7月10日付け報告文書
 - キ 平成13年7月19日付け起案文書
 - ク 平成13年7月25日付け伺い文書
 - ケ 平成13年7月31日付け報告文書
 - コ 平成13年8月9日付け報告文書
- (9) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年7月26日)
 - ア 平成13年7月15日付け報告文書
 - イ 平成13年7月16日付け報告文書
 - ウ 平成13年7月18日付け申立書
 - エ 平成13年7月18日付け懲戒審査要求書
 - オ 平成13年7月18日付け起案文書

- 力 平成13年7月19日付け回答書
- キ 平成13年7月18日付け起案文書
- ク 平成13年7月23日付け起案文書
- ケ 平成13年7月26日付け懲戒審査委員会会議録
- コ 平成13年7月26日付け勧告書
- サ 平成13年7月26日付け伺い文書
- シ 平成13年7月26日付け起案文書
- ス 平成13年7月26日付け公安委員会資料
- セ 平成13年7月26日付け報告文書
- ソ 平成13年7月27日付け報告文書

(10) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年8月7日)

- ア 平成13年7月27日付け報告文書
- イ 平成13年8月3日付け伺い文書
- ウ 平成13年8月6日付け起案文書
- エ 平成13年8月9日付け復命文書

(11) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年8月7日)

- ア 平成13年8月6日付け報告文書
- イ 平成13年8月6日付け伺い文書
- ウ 平成13年8月6日付け起案文書
- エ 平成13年8月9日付け復命文書

(12) 規律違反事案に関する文書(処分年月日平成13年8月29日)

- ア 平成13年7月31日付け報告文書
- イ 平成13年8月1日付け報告文書
- ウ 平成13年8月2日付け報告文書
- エ 平成13年8月7日付け公安委員会資料
- オ 平成13年8月7日付け報告文書
- カ 平成13年8月9日付け報告文書
- キ 平成13年8月20日付け申立書
- ク 平成13年8月20日付け起案文書(懲戒審査委員会開催)
- ケ 平成13年8月20日付け起案文書(口頭審査要否の回答)
- コ 平成13年8月21日付け回答書

- サ 平成13年8月21日付け懲戒審査要求書
- シ 平成13年8月28日付け起案文書
- ス 平成13年8月29日付け懲戒審査委員会会議録
- セ 平成13年8月29日付け勧告書
- ソ 平成13年8月29日付け伺い文書
- タ 平成13年8月28日付け起案文書
- チ 平成13年8月29日付け公安委員会資料
- ツ 平成13年8月29日付け報告文書（処分結果）
- テ 平成13年8月29日付け報告文書（懲戒処分書・処分説明書の交付）

別紙 2

審査請求の対象となった非公開部分

公開しない部分	条例第7 条該当号	理 由
被処分者の発生時及び現在の所属 所属が判明する記述部分 被処分者の所属長の氏名及び印影 被処分者の所属長公印 処分者カード所属別パンチ部分 発信者名 苦情処理票の主管課長及び次長欄印影 所属長の階級 被処分者の氏名のうち警部以上のもの	2号	特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。
処分者カードの措置欄、その他行政処分 欄及び司法処分欄 懲戒処分書の措置に関する記述		特定の個人は識別されないが、処分内容以外の部分であり、個人の財産権 その他正当な権利利益を害すると認められる。
被処分者の言動に関する部分 被処分者の始末書 被処分者の誓約書 関係者の言動 誓約書の内容部分 口頭審査要否の回答書回答内容記載部分		特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、個人情報に該 当するため。 特定の個人は識別されないが、特定の個人の権利利益を害する。
被処分者の処分原因の具体的な内容及び関 連する言動（聴取内容） 被処分者の弁明、反省言動		処分の要因となった具体的な内容及びそれに関連する言動などであり、特 定の個人は識別されないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがある。
懲戒審査委員会会議録の審議内容	2号	特定の個人は識別されないが、その審議内容が公開されれば、特定の個人 の権利利益を害するおそれがある。
	5号	審査委員会で審議された内容で、意思決定が行われたものであるが、懲戒 事案が発生すれば同種の審議等が開催されることになり、公開されれば、 将来における率直な意見交換及び意思決定に不当な影響を与えるおそれ がある。
	6号	警察内部における人事管理（懲戒処分等）に係る事務であり、その判断内 容が公になれば、今後の公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれ があるほか、当該事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある。
被処分者の処分原因の具体的な内容及び関 連する言動（聴取内容、弁明、反省含 む。）	2号	処分の要因となった具体的な内容及びそれに関連する言動であり、特定 の個人は識別されないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがある。
	6号	事情聴取で得られた情報は、公表を前提としておらず、これが公開され れば、処分に必要な真の情報を得ることができなくなるなど、公正な処分 を行う上で支障あり、将来の同種事務の公正又は円滑な執行に支障が生 じるおそれがある。
関係者からの苦情内容 関係者からの事情聴取内容 関係者の言動 関係者の性別	2号	特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、個人情報に該 当する。また、特定の個人は識別されないが、特定の個人の権利利益を害 するおそれがある。
	6号	関係者からの苦情及び事情聴取で得られた情報は、公表を前提としておら ず、これが公開されれば、処分に必要な真の情報を得ることができなくな るなど、公正な処分を行う上で支障あり、将来の同種事務の公正又は円滑 な執行に支障が生じるおそれがある。
事件捜査に関する検察庁との協議内容	5号	協議が終了し、意志決定が行われた後であっても、これが公になれば、将 来予定される同種協議の率直な意見交換及び意思決定に不当な影響を及ぼ すおそれがある。
	6号	検察庁との犯罪捜査における協議は、将来においても反復、継続されるも のであり、個別の協議事項に関する情報が公開されれば、適正な犯罪捜査 達成の目的が損なわれるおそれがあり、将来の協議事務の適正な遂行に支 障を及ぼす。
処分の量定に関する判断要因 処分の理由	6号	警察内部における人事管理（懲戒処分等）に係る事務であり、その判断内 容が公になれば、今後の公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれ があるほか、当該事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある。
人事管理における具体的判断材料		人事管理における判断要素を明らかにすれば、公正かつ適正な評価又は判 断の前提となる事実の把握が困難となり、適正な人事管理の確保に支障を 及ぼすおそれがある。

別紙 3

本件についての鳥根県情報公開審査会の判断

本件非公開部分	非公開理由	公開すべき部分
<p>被処分者の発生時及び現在の所属 所属が判明する記述部分 被処分者の所属長の氏名及び印影 被処分者の所属長公印 処分者カード所属別パンチ部分 発信者名 苦情処理票の主管課長及び次長欄印影 所属長の階級 被処分者の氏名のうち警部以上のもの 処分者カードの措置欄、その他行政処分欄及び司法処分欄 懲戒処分書の措置に関する記述 被処分者の言動に関する部分 被処分者の始末書 被処分者の誓約書 関係者の言動 誓約書の内容部分 口頭審査要否等の回答書回答内容記載部分 被処分者の処分原因の具体的内容及び関連する言動（聴取内容） 被処分者の弁明、反省言動 関係者の性別</p>	<p>2号</p>	<p>処分者カードの措置、その他行政処分及び司法処分の記載欄 規律違反処分通知書及び懲戒処分書の措置に関する記述 別紙1-2-(1)イ報告文書本紙中の誓約内容 口頭審査要否等の回答書回答内容記載部分 関係者の性別</p>
<p>懲戒審査委員会会議録の審議内容 被処分者の処分原因の具体的内容及び関連する言動（聴取内容、弁明、反省含む。） 関係者からの苦情内容 関係者からの事情聴取内容 関係者の言動 関係者の性別（匿名を希望しているもの。）</p>		<p>6号欄参照</p>
<p>懲戒審査委員会会議録の審議内容 事件捜査に関する検察庁との協議内容</p>	<p>5号</p>	<p>6号欄参照</p>
<p>懲戒審査委員会会議録の審議内容 被処分者の処分原因の具体的内容及び関連する言動（聴取内容、弁明、反省含む。） 関係者からの苦情内容 関係者からの事情聴取内容 関係者の言動 関係者の性別 事件捜査に関する検察庁との協議内容 処分の量定に関する判断要因 処分の理由 人事管理における具体的判断材料</p>	<p>6号</p>	<p>別紙1-2-(2)ウ報告文書中3-(3)の記載事項第1項目 別紙1-2-(3)イ報告文書中3-(1)の記載事項4行目以下 別紙1-2-(4)ウ報告文書中4の記載事項第4項目を除く部分 別紙1-2-(7)イ報告文書中3-(1)アの記載事項第2項目以下 別紙1-2-(8)イ報告文書中3-(1)イの記載事項 別紙1-2-(8)ウ報告文書中第2-1-(3)記載事項 別紙1-2-(8)ウ報告文書中第2-3-(1)記載事項第1項目及び第2項目（個人識別可能な文言を除く。） 別紙1-2-(8)ウ報告文書中第2-3-(2)記載事項 別紙1-2-(8)エ報告文書中3-(1)記載事項（個人識別可能な文言を除く。） 別紙1-2-(8)オ報告文書中3-(1)記載事項（個人識別可能な文言を除く。） 別紙1-2-(9)工懲戒審査要求書添付書類2中2葉目2-(2)記載事項 別紙1-2-(9)ケ懲戒審査委員会会議録別紙1行目から6行目及び21行目 別紙1-2-(12)オ報告文書中4記載事項21行目及び22行目 別紙1-2-(12)カ報告文書中「処分の理由」欄記載事項14行目 別紙1-2-(12)ス懲戒審査委員会会議録別紙1行目から3行目 関係者の性別</p>